

盛岡広域振興局長告示第52号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月27日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100129	岩手県立療育センター 「かがやき」	盛岡市手代森6地割10番地6	岩手県	平成24年4月1日
0352200018	みちのく療育園	紫波郡矢巾町大字煙山第24地割 1番地	社会福祉法人新生会	〃

2 医療型児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100038	岩手県立療育センター 「つくしんぼ」	盛岡市手代森6地割10番地6	岩手県	平成24年4月1日